

牛乳・乳製品の生産・流通等について

○規制改革実施計画（抜粋）	1
○生乳生産の推移	2
○経産牛頭数の推移	3
○規模別の酪農家数の推移	4
○牛乳の消費動向	5
○酪農をめぐる情勢（消費）	6
○生乳流通の現状と補給金制度	7
○指定団体制度の諸機能の評価・検証と 農協改革の考え方	8
○生乳生産にかかるコスト	9

1. 規制改革実施計画(抜粋) 平成28年6月2日 閣議決定

3. 農業分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

生産者の努力が報われる農業を実現するとともに、最終需要者のニーズに十分対応した供給がなされるようしていく観点から、
①牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革、②生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる
流通・加工の業界構造の確立に係る取組について、重点的に取り組む。

(2) 個別措置事項

①牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革

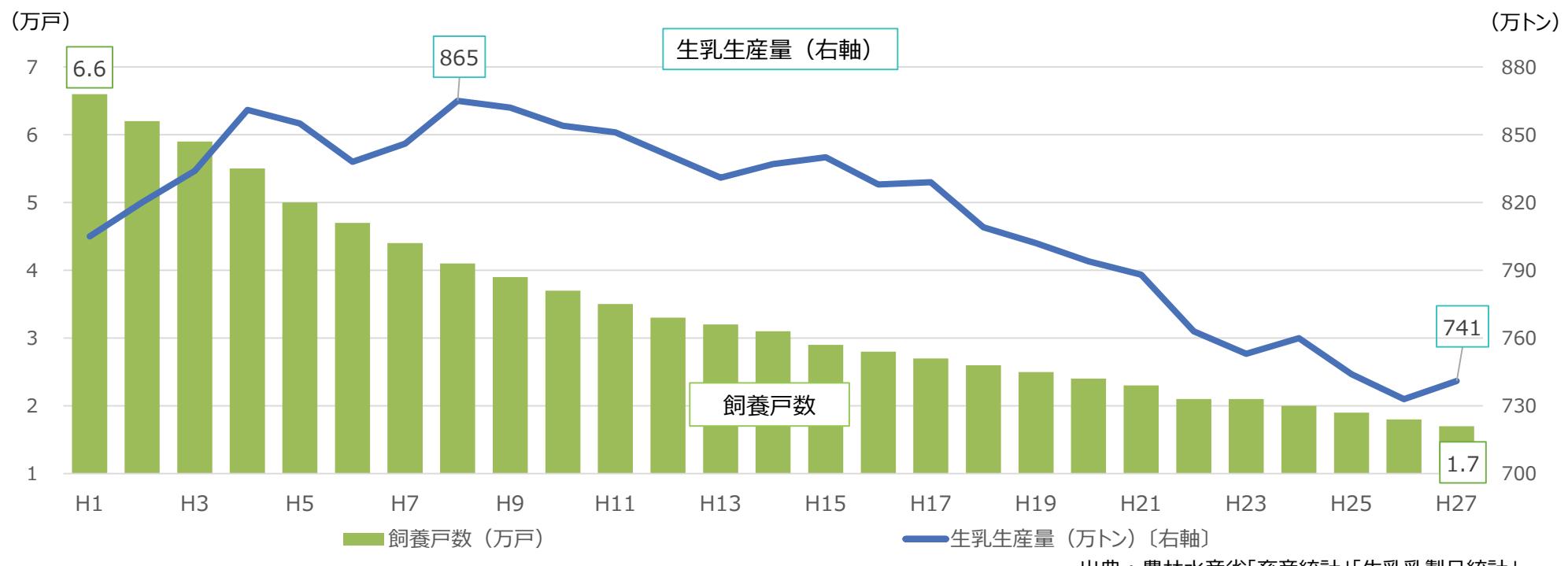
No	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1	指定生乳生産者団体制度の是非・現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革	指定生乳生産者団体制度導入後の生乳需給構造の変化や近年の消費者ニーズの多様化に対応し、我が国酪農業の生産基盤を強化しつつ、酪農家の一層の所得向上を図ることが必要である。 このため、現在の指定生乳生産者団体が有している諸機能を評価・検証し、我が国酪農業の成長・発展、最終需要への一層の即応を実現する観点から、酪農家の経営マインド涵養、生産・流通の柔軟化を通じた付加価値の向上に向け、指定生乳生産者団体制度の是非や現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革について検討し、結論を得る。	平成28年秋までに検討、結論	農林水産省
2	バター等乳製品のモニタリング等の強化①	国家貿易で輸入した乳製品について、売渡の際に最終消費までの流通に係る計画を確認し、不明確な場合には売渡をしないこととする。また、その計画が着実に履行されるよう、報告徴収・検査を通じて確認を行う。	平成28年度中の可能な限り速やかに実施	農林水産省
3	バター等乳製品のモニタリング等の強化②	バターの市場調査について、「欠品・取扱なし」の小売店の割合に加えて、購買点数等の制限に係る状況や業務用向けバターの需給状況にも対象を広げる。また、日々の需給動向を把握できるよう調査精度を向上させる。	平成28年度中の可能な限り速やかに実施	農林水産省

2. 生乳生産の推移

- 乳牛の飼養戸数は一貫して減少。(近年は年率約△4~5%のペース。)
- 生乳生産量は、平成8年をピークとして、約20年間にわたり減少傾向。

○飼養動向・生乳生産量

	H1	H5	H10	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
飼養戸数 (万戸)	6.6	5.0	3.7	2.9	2.8	2.7	2.6	2.5	2.4	2.3	2.1	2.1	2.0	1.9	1.8	1.7
生乳生産量 (万トン) [右軸]	805	855	854	840	828	829	809	802	794	788	763	753	760	744	733	741

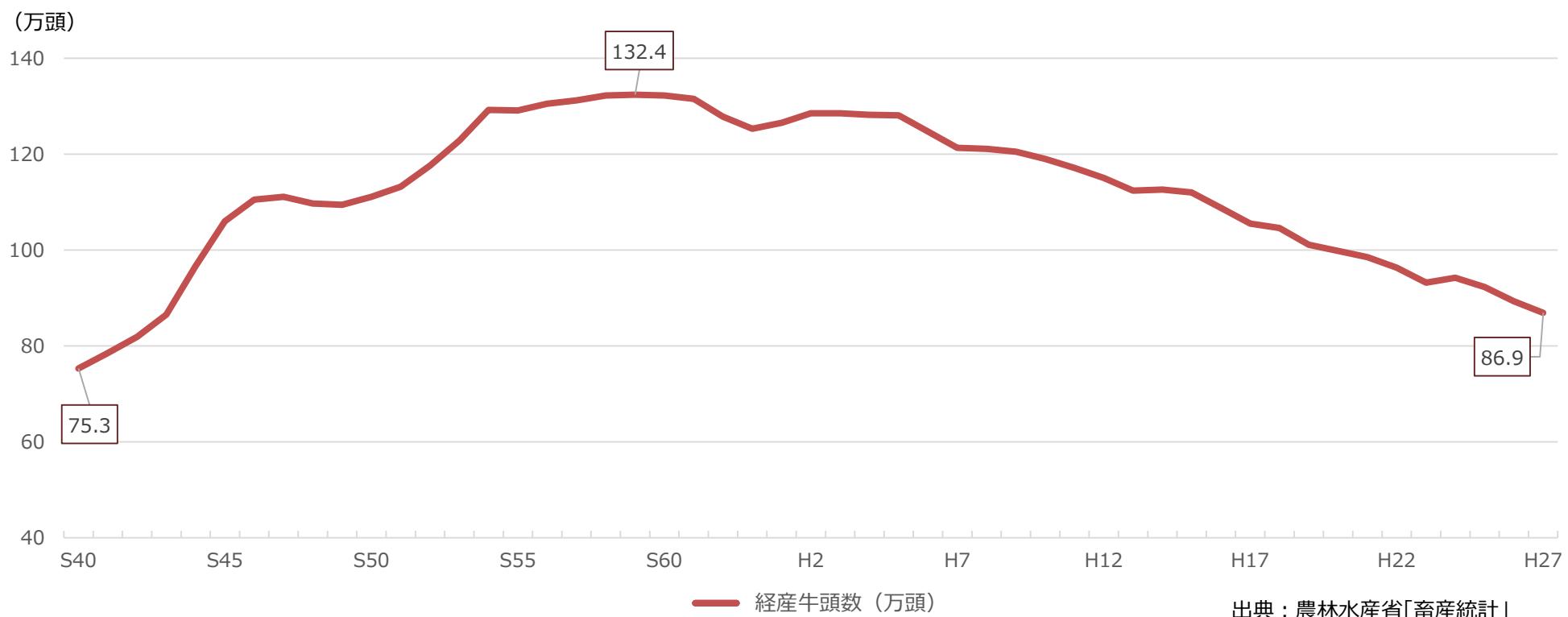


3. 経産牛頭数の推移

○経産牛頭数は減少傾向が続く。

○経産牛頭数

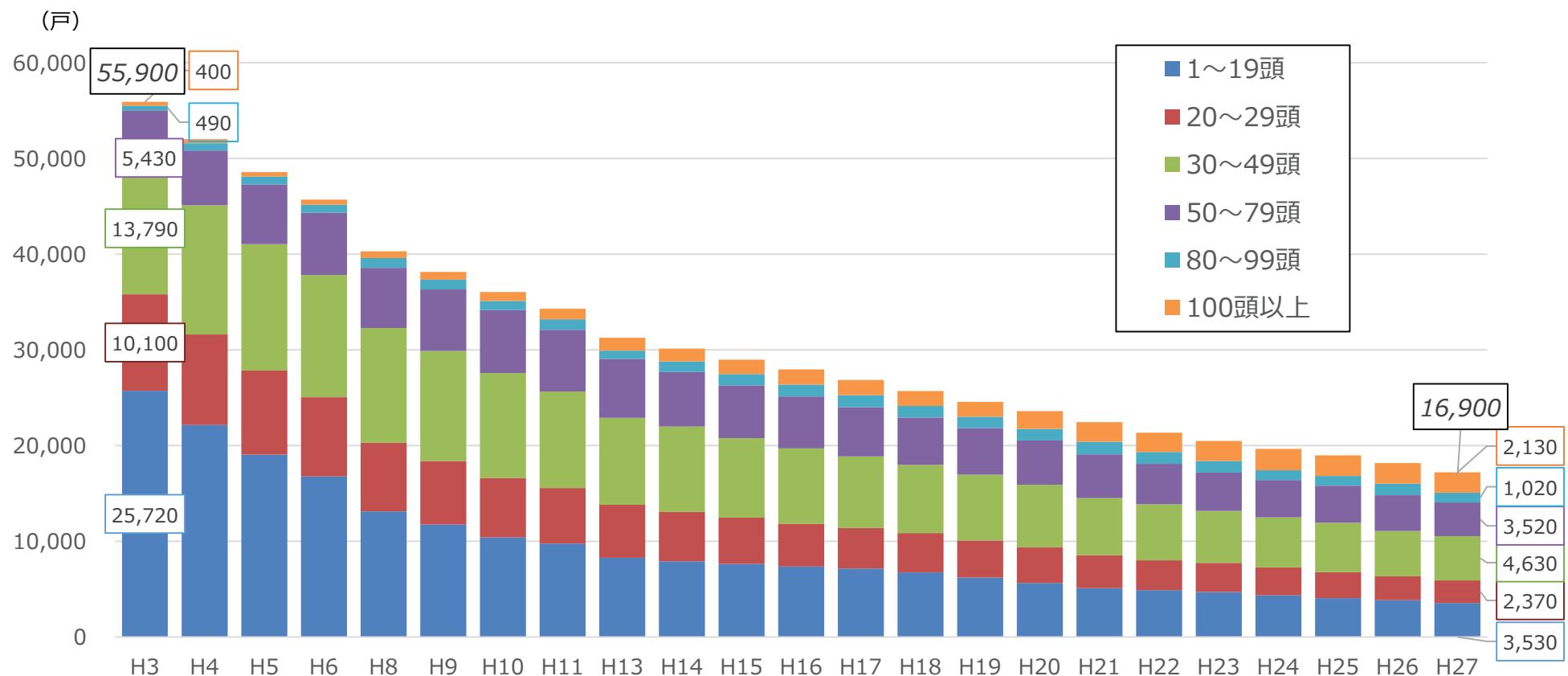
	S40	S45	S50	S55	S60	H1	H5	H10	H15	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
経産牛頭数 (万頭)	75.3	106	111	129	132	127	128	119	112	99.8	98.5	96.3	93.2	94.2	92.3	89.3	86.9



4. 規模別の酪農家数の推移

○特に零細酪農家数の減少が顕著。

○飼養規模別戸数の推移（全国・平成3年以降）



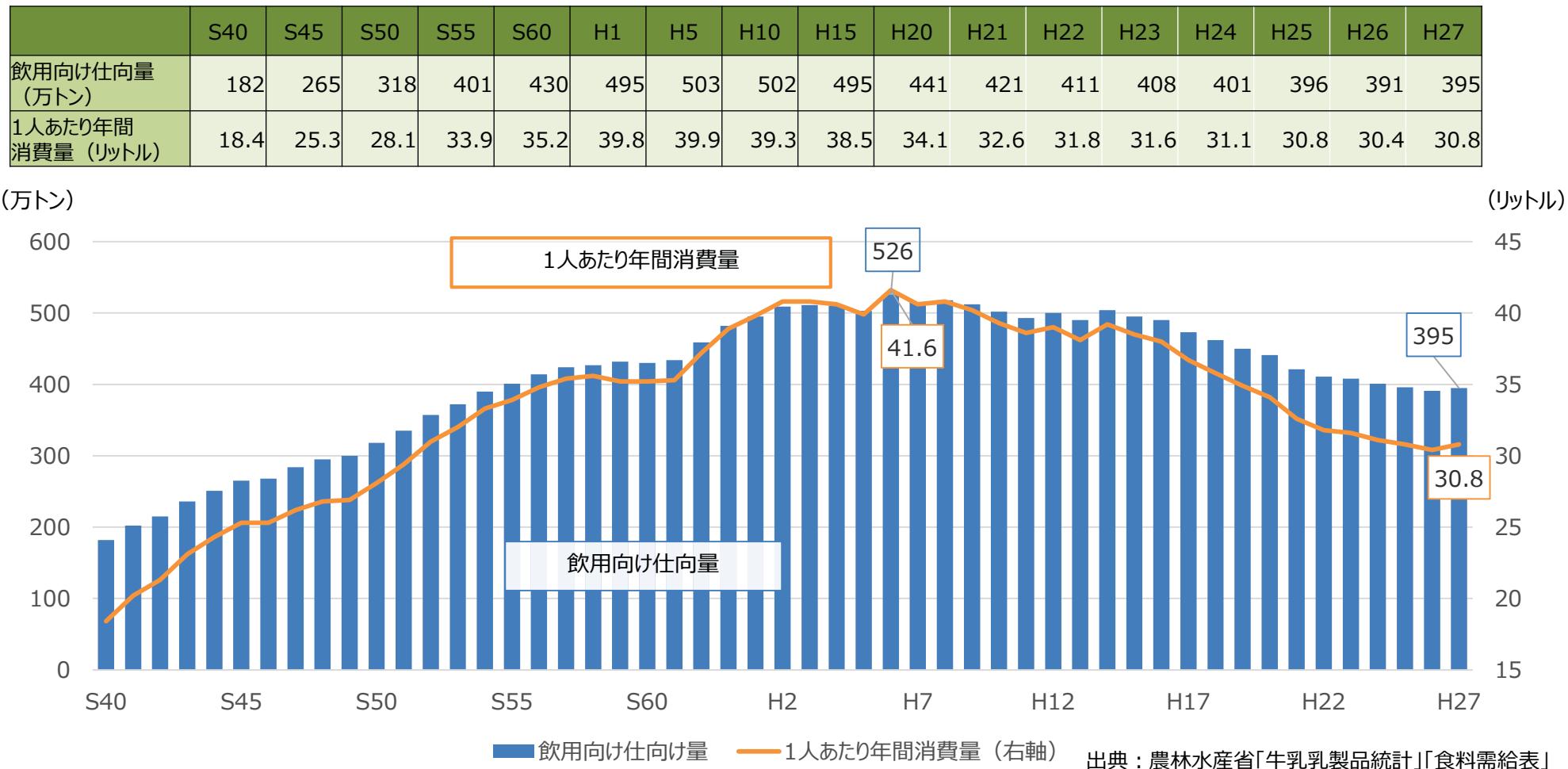
※子畜のみの飼養戸数は含まない

出典：農林水産省「畜産統計」(H7およびH12は、センサス実施年のため畜産基本調査を休止している)

5. 牛乳の消費動向

- 牛乳（飲用乳）の需要は高度経済成長とともに著しく増加。（昭和40年182万トン → 平成6年526万トン）
- 総消費量、1人あたり消費量ともに平成6年度以降減少。

○牛乳（飲用乳）の消費動向



6. 酪農をめぐる情勢(消費)

○ 飲用等向け処理量は、減少傾向で推移。

一方、乳製品向けについては、脱脂粉乳・バター向け生乳処理量が低下する一方で、生クリーム等の液状乳製品向けや、チーズ向け生乳処理量が順調に拡大し、乳製品全体の仕向け量は、ほぼ横ばいで推移。

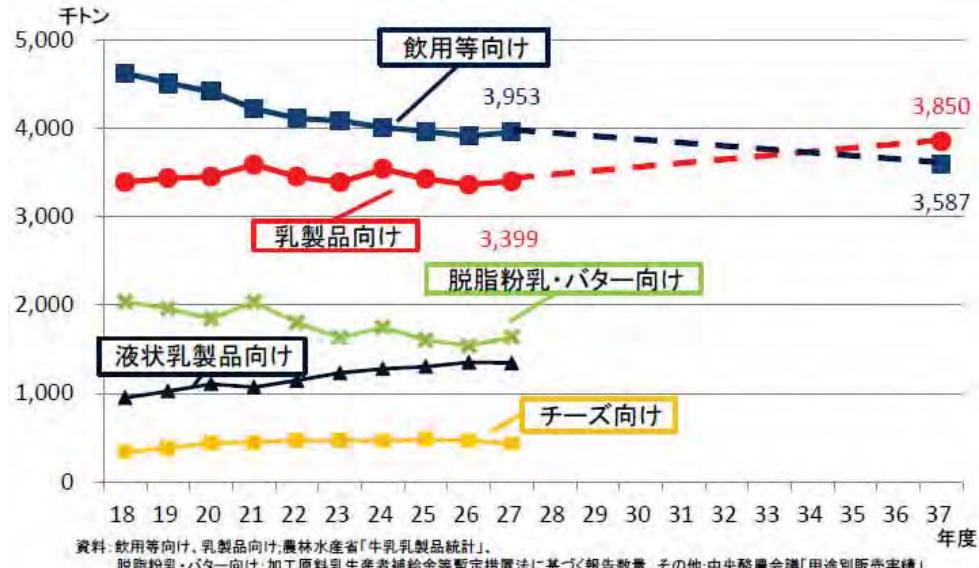
今後、液状乳製品やチーズの消費の増加が見込まれ、乳製品向けは今後とも増加する見通し。

○ 飲用牛乳等の消費量は、ペットボトルの普及等による茶系飲料やミネラルウォーターといった競合する他飲料の消費が伸びたことや、少子化による学乳向け処理量の減少等により、減少傾向で推移。

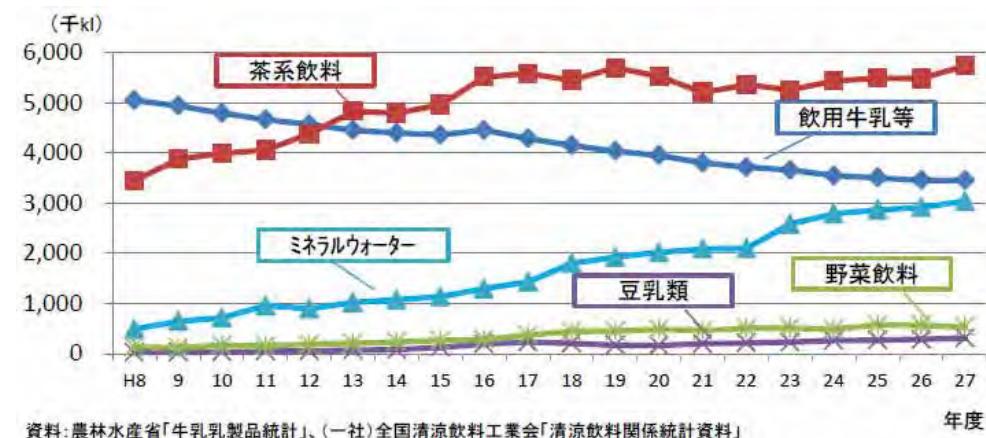
平成8年度→平成26年度

1人あたり年間牛乳消費量：33.3L→23.6L (▲9.7L)
学乳向け処理量：47万トン→38万トン

○ 用途別処理量



○ 主な飲料の生産動向



出典：「平成28年10月13日 規制改革推進会議農業WG 農林水産省提出資料」

7. 生乳流通の現状と補給金制度

- 酪農家が、生乳を販売するルートについては、

(1) 指定団体に出荷する場合

(2) 指定団体ではなく、

- ① 酪農家から農協・事業協同組合を通じて、直接又は自主販売業者を介して、乳業メーカーへ販売
- ② 酪農家自らが販売業者を介して、乳業メーカーへ販売
- ③ 酪農家自らが乳業メーカー（6次産業化を含む）へ販売するケースがある。

- 指定団体を経由して販売される生乳のうち、加工原料乳（バター、脱脂粉乳、チーズ等用）に対し、補給金を交付している。

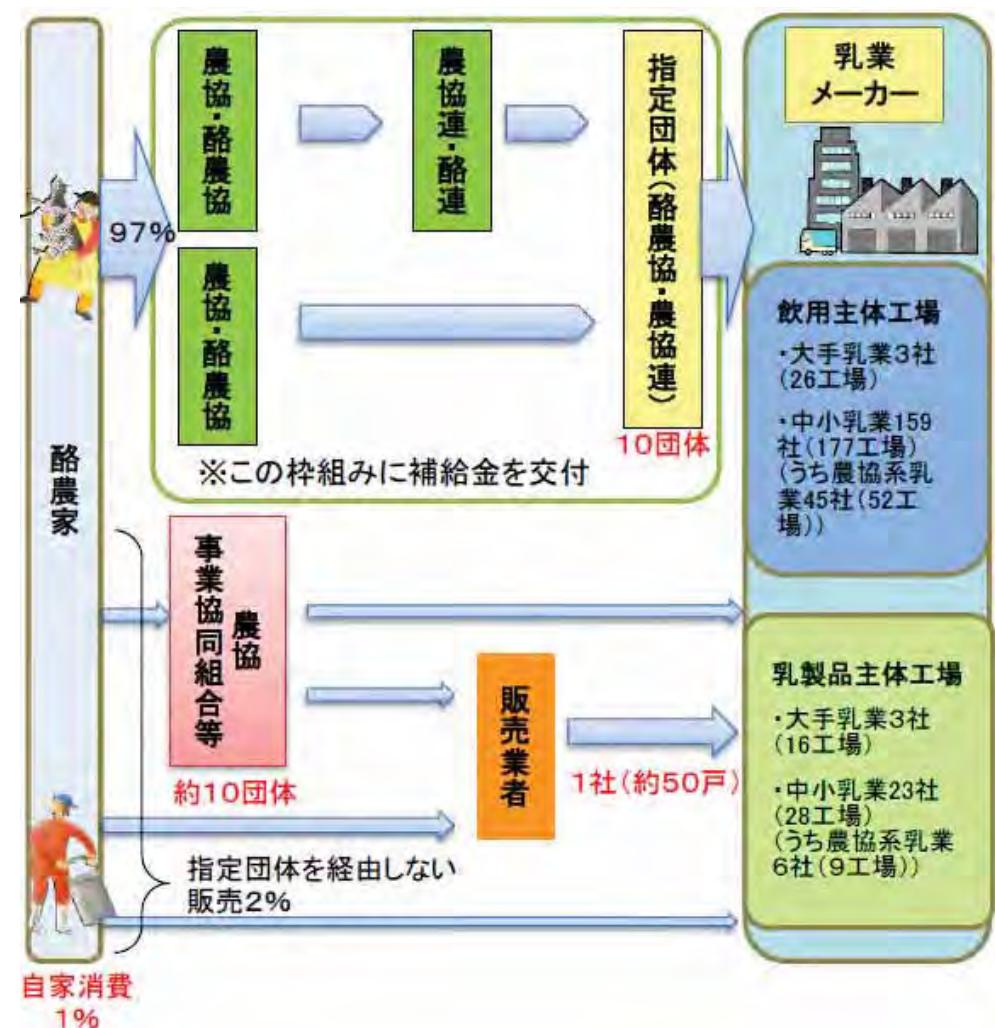
- 加工原料乳生産者補給金は、

- ・ 乳価の低い加工原料乳に限って補給金を交付し、酪農家による生乳の再生産を確保することを目的としている。
- ・ その交付については、指定団体に販売委託する生産者に対して交付されている。

- 当時、飲用向けの消費が大幅に増加すると想定するも、少子化や他飲料の消費拡大等により、減少傾向で推移。一方、生クリーム等やチーズの消費は拡大し、消費動向に変化。

- このような中、補給金の政策目的は、国際化の進展と消費動向の変化に対応し、需要の伸びが期待できる乳製品の生産拡大へ重点が移ってきていた。

- 生乳の販売ルートについて



出典：「平成28年10月13日 規制改革推進会議農業WG 農林水産省提出資料」

8. 指定団体制度の諸機能の評価・検証と農協改革の考え方

- 指定団体制度の諸機能としては、
 - ①輸送コストの削減、②条件不利地域の集乳、③乳価交渉力の確保、④飲用向けと乳製品向けの調整、としているところ。
このうち、①、②、③の機能については、農協・農協連が販売事業の一環として取り組むものであり、農協・農協連の機能を活用して発揮されている機能である。
これに加えて、加工原料乳法において、
 - ア) 生乳の取扱数量が相当の割合（1/2超）となっていること、
 - イ) 員外利用が実質的に制限されていないこと、を指定要件として機能を強化している。
また、②条件不利地域の集乳については、同法第7条6号を受けた施行規則第7条第1号において、「対価の算定方法について
は、生乳の数量及び規格以外の事項を基準としないこと」とされ、条件不利地域を含めて同等の対価を支払う仕組みとなっている。
 - また、④飲用向けと乳製品向けの調整については、補給金を通じて機能を発揮されている。補給金は、乳製品に仕向けられる加工原料乳の価格は飲用向けよりも低い価格条件という状況に対し、乳製品向けに仕向けても生乳の再生産を可能とし、飲用向けと乳製品向けの仕向けの調整の実効性を担保する機能を有している。
現行では、補給金は指定団体にのみ交付されており、補給金の機能は指定団体を通じてのみ発揮されている。

- 農協については、「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」（平成26年6月与党とりまとめ）及びこれを受けた農協法改正において、組合員が農協の事業を利用するかどうかは組合員の選択に委ねられるべきものであることを徹底する観点から、「農協は組合員に事業利用を強制してはならないこと」が農協法に明記されたところ。

○ 農業協同組合法（平成27年改正後）

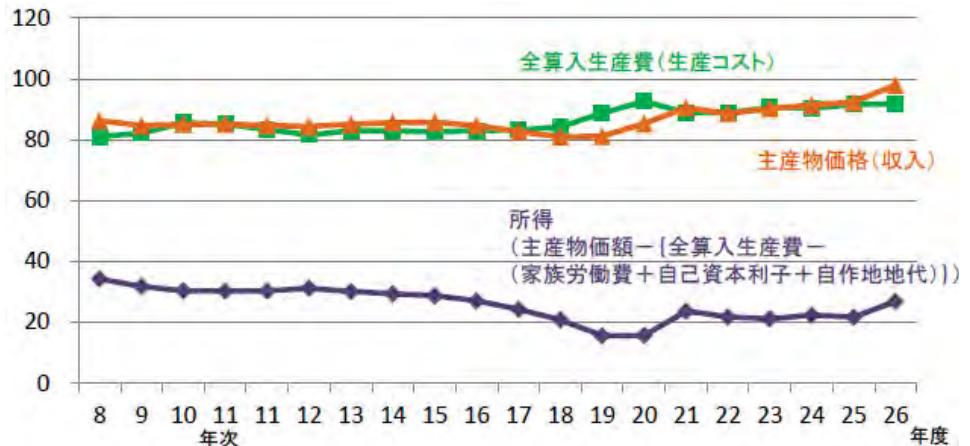
第10条の2 組合は、前条の事業を行うに当たつては、組合員に対してその利用を強制してはならない。

- また、農協については、「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」（平成26年6月与党とりまとめ）において、農業者が自主的に設立した民間組織であることを踏まえ、「行政は農協を他の農業者団体等と同等に扱うこと」という考え方が示されている。

9. 生乳生産にかかるコスト

- 生乳 1 kgあたりの生産コストは、飼料価格の上昇等により近年増加傾向で推移していることから、25年度まで所得は減少傾向で推移。
最近は飼料価格の低下や取引乳価の上昇により所得は増加傾向。
- 銀農経営は、過重な労働負担や新規就農の際の多額の投資負担などを背景に戸数と飼養頭数が減少しており、その結果として生乳生産量の減少も招いている。

○ 生乳 1 kgあたりのコストと所得（全国）

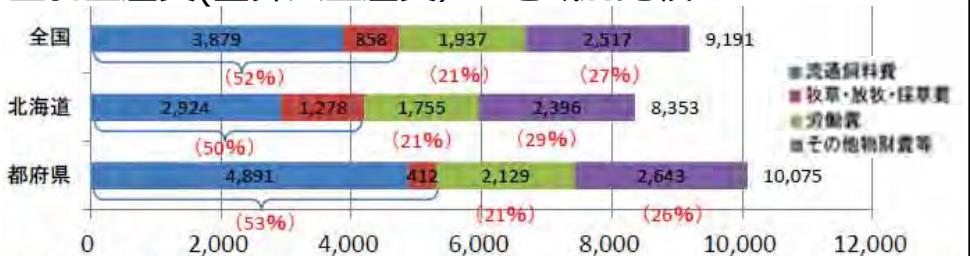


○ 家族労働時間の推移

北海道の県	1人当たり 家族労働時間	1戸当たり 家族労働時間
H16年度	1,959	5,486
H21年度	2,051	5,538
H26年度	2,186	5,902

資料：農林水産省「牛乳生産費」より算定

○ 生乳生産費(全算入生産費) の地域別比較



出典：農林水産省「畜産物生産費統計(平成26年度)」

注1：その他物貯費等は、光熱水料及び動力費、建物費、農機具費等に地代、利子を加算し、副産物価額を差し引いたもの。

注2：消費税含む。

出典：「平成28年10月13日 規制改革推進会議農業WG 農林水産省提出資料」